



インド：新型コロナウイルス感染症(COVID-19)下で企業省が発行した通達 (2020年4月16日時点)

執筆者：今泉 勇、カンワルプリート・シン (Kanwarpreet Singh)

* 本書は、2020年4月16日時点の情報に基づいて執筆しています。

1. 電子的方法による臨時総会の開催

2013年会社法(以下「会社法」といいます。))は、ビデオ会議(以下「VC」といいます。))または他の視聴覚的手段(以下「OAVM」といいます。))を通じて株主総会を行うことを認めていません。

コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、企業省(以下「MCA」といいます。))は、2020年4月8日付一般通達14/2020号(以下「通達14号」という。))を発出し、やむを得ないと考えられる場合、会社が臨時株主総会(以下「臨時総会」といいます。))を電子的方法により開催することを許容し、その開催条件を定めました。当該規制緩和は、2020年6月30日以前に開催される臨時総会に対してのみ利用可能です。当該手続の主な要件(会社法に基づいて電子投票設備を提供することを要求される企業と、要求されない企業とは異なります。))は、次のとおりです。

(a) 電子投票設備を提供する必要がある会社(または当該設備を採用した会社)

- ・ 記録されたデータは、安全に保管しなければならない。
- ・ VCまたはOAVM設備にて、双方向のコミュニケーションを可能にする。参加者は、即時に質問を行うことができるか、または企業の電子メールアドレスに事前質問を提出するための時間を与えられる。
- ・ VCまたはOAVM設備は、先着順で1000人以上の参加を許容する必要がある。2%以上の株主、取締役、主要経営人材、委員会の委員長、監査人については、先着順の原則の制限なく、出席が認められる。
- ・ 会議に参加するための設備は、会議開始時刻の15分前から15分後まで利用できる。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- ・ 遠隔地電子投票の設備は、会社法の規定に従って会議前に提供される。
- ・ 総会に出席している株主で、遠隔投票による投票を行っていない(それ以外の方法では行わない)者は、総会における電子投票制度または挙手による投票が認められる。
- ・ 当該設備が利用できるようにする方法およびヘルプライン番号についての情報開示を提供するための招集通知を発送する。
- ・ 当該総会において可決された決議が、通達 14 号に記載される仕組みが会社法の他の条項およびその規則とともに総会中に遵守されたことを明示し、60 日以内に会社登録機関に提出される。
- ・ 通達 14 号の日付より前にすでに招集通知が発送されている場合、短縮された通知に対する株主の同意を条件として、新たな招集通知を発送する。

また、MCA により発行された 2020 年 4 月 13 日付一般通達 17/2020 号(以下「通達 17 号」といいます。)に基づき、更に以下の手順が明確にされています。

- ・ 臨時総会の通知は、会社に登録されたメールまたは預託先参加者・預託先に登録されたメールを通じてのみ、株主に通知することができる。
- ・ 電子投票設備の際に必要なとされる公告には、次の事項も記載される。
 - (i) 会社法および通達 14 号および通達 17 号の規定に従い、VC または OAVM を通じて臨時総会を招集する旨の声明
 - (ii) 臨時総会日時
 - (iii) 会社および証券取引所のウェブサイトにて招集通知が掲載される旨
 - (iv) 物理的に株式を保有している株主、または電子メールアドレスが会社に登録されていない株主が、臨時総会中に遠隔投票または電子投票システムを通じて投票できる方法
 - (v) 株主が会社にメールアドレスを登録する方法
 - (vi) その他会社が必要と認める事項

(b) 電子投票設備を提供する必要がない会社

- ・ VC または OAVM 設備は、先着順で 500 名以上の参加を認める。
- ・ 株主は、会社に登録されているメールアドレスから、招集通知に記載されている会社の指定メールアドレスにメールを送信することによってのみ、決議に投票する。

さらに、通達 17 号に基づき、以下の点が定められています。

- ・ メールアドレスが会社に登録されていない株主全員に対し、電話等によるメールアドレスの登録連絡を行った上で、臨時総会通知を発送する。
- ・ 株主の連絡先詳細が会社に入手できない場合、会社は、当該会社の登録事務所が所在する地域に広く流通している英字新聞 1 紙およびできれば電子版の両方の新聞に、以下の情報を明記して、公告する。
 - (i) 会社は、会社法並びに通達 14 号および通達 17 号の適用される条項に準拠し、VC または OAVM を通じて臨時総会を開催することを意図しており、当該目的のため、公示日から少なくとも 3 日以内に、すべての株主に通知を電子メールで送付することを提案する旨
 - (ii) 臨時総会への参加・投票用メールアドレスの登録のために株主が連絡することができる電話番号とともに、メールアドレスの内容

2. CSR 拠出金の対象額

MCA は、2020 年 4 月 10 日付一般通達 15 号を発行し、企業の社会的責任(以下「CSR」といいます。)に関する質問について回答しました。その要点は次のとおりです。

有効な CSR に含まれるもの: (i)PM CARES 基金への拠出、(ii)国家災害管理当局への拠出、(iii)コロナウイルス感染症関連活動への支出、および(iv)コロナウイルス感染症に対応するための、臨時・非正規・日給労働者への賃金支出以上の見舞金の支払い

有効な CSR に含まれないもの: (i)従業員/労働者/契約労働者/日給労働者への給与/賃金の支払い、および(ii)Chief Minister の救済基金、またはコロナウイルス感染症国家救済基金への拠出

3. 2020 年会社フレッシュ・スタート・スキームと 2020 年 LLP 解決スキーム

MCA は、コロナウイルス感染症に照らし、企業の申請要件遵守を支援するため、2020 年 3 月 30 日付で、2020 年企業フレッシュ・スタート・スキーム(一般通達 12/2020 号)および改訂版 2020 年 LLP 解決スキーム(一般通達 13/2020 号)という 2 つの通達を発行しました。

前者において、MCA は、MCA-21 登録への書類提出の遅れを容認しており、また、実質的な法違反に対するものではない場合の起訴や、特定の申請に伴う遅延を理由とした罰則を科す手続きからの免除を認めています。この制度は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで有効です。

後者において、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで、LLP による会社の登録官への提出の遅延に起因して、申請遅延手数料の放棄が定められています。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 ヤンゴン事務所副代表

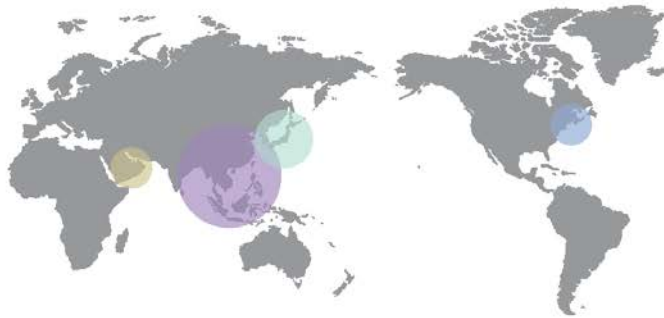
i_imaizumi@jurists.co.jp

インドおよびベトナム駐在経験後、新興国業務における豊富な経験を生かし、ミャンマー関連業務(M&A/JV 等進出段階のアドバイス、および進出後の企業間紛争対応等)に集中的に関与。2019 年 7 月よりヤンゴン事務所副代表としてより幅広いミャンマー案件に対応。

カンワルプリート シン
Kanwarpreet Singh

西村あさひ法律事務所 インド法弁護士

Kanwarpreet.singh@jurists.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。